

○宅地造成等規制法施行細則

改正後

宅地造成等規制法施行細則

昭和四十三年十一月二十六日
規則第七十二号

宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

(趣旨)
第一条 この規則は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号。以下「法」という。）、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号。以下「政令」という。）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和三十三年建設省令第三号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(証明書等の様式)

第三条 法第七条第一項（法第二十四条第二項の規定により準用する場合を含む。）に規定する証明書の様式は、別記第一号様式とする。

2 法第七条第二項に規定する許可証の様式は、別記第二号様式とする。

(許可申請書の添付書類)

第四条 省令第七条第一項第十二号の規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- 一 土地の求積図
- 二 排水施設に係る流量計算書
- 三 排水施設の縦断面図及び構造図
- 四 工事主の預金残高証明書又は融資証明書

改正前

宅地造成等規制法施行細則

昭和四十三年十一月二十六日
規則第七十二号

宅地造成等規制法施行細則

(趣旨)
第一条 この規則は、宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号。以下「法」という。）、宅地造成等規制法施行令（昭和三十三年政令第十六号。以下「政令」という。）及び宅地造成等規制法施行規則（昭和三十三年建設省令第三号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(証明書等の様式)

第三条 法第六条第一項（法第十八条第二項の規定により準用する場合を含む。）に規定する証明書の様式は、別記第一号様式とする。

2 法第六条第二項に規定する許可証の様式は、別記第二号様式とする。

(宅地造成に関する工事の許可申請書の添付書類)

第四条 法第八条第一項本文の許可を受けようとする者は、省令第四条第一項の許可申請書（省令別記様式第二）に、同項の表に掲げる図面のほか、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 工事をしようとする土地に係る不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第十四条第一項の地図又は同条第四項の地図に準ずる図面の写し及び登記事項証明書
- 二 工事をしようとする土地が他人の所有するものである場合にあつては、当該土地所有者の承諾書（別記第三号様式）
- 三 工事が法第九条第二項の規定により資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合は、当該工事の設計図書を作成した者が政令第十七条各号に掲げる資格を有することを明記した宅地造成に関する工事設計者の資格申告書（別記第四号様式）

- 五 工事主の所得税に関する納税証明書（工事主が法人である場合にあつては、前年度の財務諸表及び法人税に関する納税証明書）
 - 六 工事主の事業経歴書
 - 七 工事施行者の住民票の写し（工事施行者が法人である場合にあつては、登記事項証明書）
 - 八 工事が請負契約を締結する建設工事（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第一項に規定する建設工事（同法第三条第一項ただし書の政令で定める軽微な建設工事を除く。）をいう。以下同じ。）を含む場合は、工事施行者が同法第三条第一項の許可を受けていることを証する書類
 - 九 工事施行者の事業経歴書
 - 十 工事をしようとする土地に係る不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第十四条第一項の地図又は同条第四項の地図に準ずる図面の写し及び登記事項証明書
 - 十一 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- 2 省令第七条第二項第十号の規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。
- 一 土地の求積図
 - 二 工事主の預金残高証明書又は融資証明書
 - 三 工事主の所得税に関する納税証明書（工事主が法人である場合にあつては、法人税に関する納税証明書）
 - 四 工事主の事業経歴書
 - 五 工事施行者の住民票の写し（工事施行者が法人である場合にあつては、登記事項証明書）
 - 六 工事が請負契約を締結する建設工事を含む場合は、工事施行者が建設業法第三条第一項の許可を受けていることを証する書類
 - 七 工事施行者の事業経歴書
 - 八 工事をしようとする土地に係る不動産登記法第十四条第一項の地図又は同条第四項の地図に準ずる図面の写し及び登記事項証明書
 - 九 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

（現場管理者の明記）

第五条 法第十二条第一項の許可を受けようとする者は、省令第七条第一項の申請書中11の欄（土石の堆積に関する工事について許可を受けようとする者にあつては、同条第二項の申請書中8の欄）に工事の現場管理者の住所、氏

（現場管理者の明記）

第五条 法第八条第一項本文の許可を受けようとする者は、省令第四条第一項の許可申請書中7の欄に工事の現場管理者の住所、氏名及び連絡先を明記しなければならない。ただし、当該申請書の提出時までに現場管理者が定まら

名及び連絡先を明記しなければならない。ただし、当該申請書の提出時までに現場管理者が定まらない場合にあつては、当該工事に着手するまでの間にこれを定め、文書によりその者の住所、氏名及び連絡先を知事に届け出ることによりこれに代えることができる。

(協議の申出等)

第六条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十五条第一項の規定により知事に協議しようとする者は、別記第五号様式の協議申出書に、**省令第七条第一項各号に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。**

2 土石の堆積に関する工事について、法第十五条第一項の規定により知事に協議しようとする者は、別記第五号様式の協議申出書に、**省令第七条第二項各号に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。**

3 知事は、**前各項**の規定により協議申出書が提出されたときは、遅滞なく協議に応じ、これに対する同意又は不同意の決定をし、相手方に通知するものとする。

(削る。)

第七条 削除

(届出)

第八条 法第十六条第二項の規定による軽微な変更をした場合の届出書の様式は、**軽微変更届出書(別記第七号様式)**とする。

ない場合にあつては、当該工事に着手するまでの間にこれを定め、文書によりその者の住所、氏名及び連絡先を知事に届け出ることによりこれに代えることができる。

(協議の申出等)

第六条 法第十一条の規定により知事に協議しようとする者は、別記第五号様式の協議申出書の**正本一部及び副本三部に、省令第四条第一項の表に掲げる図面及び第四条各号に規定する書類を添付して、知事に提出しなければならない。**

(新設)

2 知事は、**前項**の規定により協議申出書が提出されたときは、遅滞なく協議に応じ、これに対する同意又は不同意の決定をし、相手方に通知するものとする。

3 前項の協議に対する同意の通知は、**第一項の協議申出書の副本の同意通知欄に所要の記載をしたもの**によつて行うものとする。

(工事計画の変更)

第七条 法第十二条第一項の許可を受けようとする者は、宅地造成に関する工事の変更許可申請書(別記第六号様式)の**正本及び副本に、省令第四条第一項の表に掲げる図面及び第四条各号に規定する書類を添付して、知事に提出しなければならない。**

2 前項の規定は、**法第十一条の規定により協議が成立した工事の計画を変更しようとする場合に準用する。**

(届出)

第八条 造成主は、**法第十二条第一項ただし書の規定による軽微な変更をしようとするとき又は工事の中止、中止した工事の再開若しくは工事の廃止をしようとするときは、直ちに、その旨を別記第七号様式から別記第九号様式までに掲げる届出書により知事に届け出なければならない。ただし、同条第一号に規定する造成主を変更する場合には、造成主の地位を承継する者が届け出なければならない。**

2] 法第十二条第一項の許可を受けた者（法第十五条第二項の規定により法第十二条第一項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係るものを除く。以下同じ。）は、当該許可に係る工事に着手したときは、速やかに、工事着手届（別記第八号様式）を知事に提出しなければならない。

3] 法第十二条第一項の許可を受けた者は、工事の中止、中止した工事の再開又は工事の廃止をしようとするときは、直ちに、工事中止等届（別記第九号様式）を知事に提出しなければならない。

4] 法第二十一条第一項の規定により届出をした工事主又は同条第三項の規定により届出をした者は、当該届出に係る事項を変更しようとする場合においては、直ちに、文書によりその旨を知事に届け出なければならない。

第九条 削除

（技術的基準の特例）

第十条 政令第二十条第一項の規定により、知事が災害の防止上支障がないと認める土地においては、政令第八条の規定による擁壁又は政令第十四条の規定による崖面崩壊防止施設の設置に代えて次の各号に掲げる工法により措置することができる。

一 四 略

2 政令第二十条第二項の規定により、次のとおり技術的基準を付加する。

一 略

二 政令第十六条第一項の規定により設置する排水施設の断面を決定する場合における計画流量の算定は、一時間当たり降雨量については五十ミリメートル以上の数値を用いて行なわなければならない。

（工事一部完了の検査）

第十一条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の工事主は、法第十二条第一項本文の工事の一部が完了した場合においては、知事が当該工事に係る土地が分割できるものであり、かつ、独立して宅地又は農地等の用に供し得るものであると認めるときは、当該完了した工事について法第十七条第一項の検

（新設）

（新設）

2] 法第十五条第一項の規定により届出をした造成主又は同条第二項の規定により届出をした者は、当該届出に係る事項を変更しようとする場合においては、直ちに、文書によりその旨を知事に届け出なければならない。

（工事現場における許可の表示）

第九条 造成主は、別記第十号様式の標識によつて法第八条第一項本文の許可のあつた旨を当該工事期間中当該工事現場の見やすい場所に表示しなければならない。

（技術的基準の特例）

第十条 政令第十五条第一項の規定により、知事が災害の防止上支障がないと認める土地においては、政令第六条の規定による擁壁の設置に代えて次の各号に掲げる工法により措置することができる。

一 四 略

2 政令第十五条第二項の規定により、次のとおり技術的基準を付加する。

一 略

二 政令第十三条の規定により設置する排水施設の断面を決定する場合における計画流量の算定は、一時間当たり降雨量については五十ミリメートル以上の数値を用いて行なわなければならない。

（工事一部完了の検査）

第十一条 造成主は、法第八条第一項本文の工事の一部が完了した場合においては、知事が当該工事に係る宅地が分割できるものであり、かつ、独立して宅地の用に供し得るものであると認めるときは、当該完了した工事について法第十三条第一項の検査を受けることができる。

査を受けることができる。

(定期の報告)

第十一条の二 法第十九条第一項の規定による報告は、定期報告書(別記第十号様式)により行うものとする。

(公告の方法)

第十二条 法第二十條第五項(法第二十三條第三項)において準用する場合を含む。の規定による公告は、次の各号に掲げる事項について千葉県報に登載して行うものとする。

(削る。)

- 一 措置を行う期日及び場所
- 二 措置の内容
- 三 前各号に掲げるほか必要な事項

(記録の整備)

第十三条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の工事主又は工事施行者は、法第十二條第一項本文の工事(法第十六條第一項本文に規定する変更に係る工事を含む。)をする場合において、次の表の上欄に掲げる工事の種類に同じ下欄に掲げる報告事項についてその施行状況を明らかにした写真及びその他の資料を整備し、知事はその提出を求めたときは、直ちに、提出しなければならない。

略	工事の種類	報告事項
---	-------	------

第十四条 削除

(新設)

(公告の方法)

第十二条 法第十四條第五項(法第十七條第三項)において準用する場合を含む。の規定による公告は、次の各号に掲げる事項について千葉県報に登載して行うものとする。

- 一 措置を行う者の住所及び氏名
- 二 措置を行う期日及び場所
- 三 措置の内容
- 四 前各号に掲げるほか必要な事項

(記録の整備)

第十三条 造成主又は工事施行者は、法第八条第一項本文の工事(法第十二條第一項本文に規定する変更に係る工事を含む。)をする場合において、次の表の上欄に掲げる工事の種類に同じ下欄に掲げる報告事項についてその施行状況を明らかにした写真及びその他の資料を整備し、知事はその提出を求めたときは、直ちに、提出しなければならない。

略	工事の種類	報告事項
---	-------	------

(書類の提出)

第十四条 法、省令及びこの規則に基づき知事に提出する書類は、千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成十二年千葉県条例第一号)第二条の規定により、宅地造成に係る土地の所在地を管轄する市に提出するものとする。

2 前項の場合において、宅地造成に係る土地の所在地が二以上の市の管轄区域にわたるときは、前項の書類は、その宅地造成に係る土地を当該市の区域ごとに区分した場合にその最も広い部分を管轄する市に提出するものとする。

(書類の提出部数)

第十五条 法、省令及びこの規則に基づき知事に提出する書類の提出部数は、正本一部副本三部(千葉県事務委任規則(昭和三十一年千葉県規則第三十三号)第三条の規定により地域振興事務所の長に委任した事務又は同規則第十二条の規定により土木事務所長の長に委任した事務に係る書類にあつては、正本一部副本二部)とする。

2 宅地造成等に係る土地の所在地が二以上の市町村の管轄区域にわたる場合においては、前項の規定にかかわらず、法、省令及びこの規則に基づき知事に提出する書類の正本の提出部数は一部、副本の提出部数は宅地造成等に係る土地の所在地を管轄する市町村及び地域振興事務所(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項又は第二項の許可(同法第三十四条の二第一項の規定により、同法第二十九条第一項又は第二項の許可があつたものとみなされるものを含む。)を受けた宅地造成又は特定盛土等に関する工事及び宅地開発事業の基準に関する条例(昭和四十四年千葉県条例第五十号)第七条第一項の確認を受けた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る書類の副本にあつては、土木事務所)の数に一を加えて得た数(千葉県事務委任規則第三条の規定により地域振興事務所長の長に委任した事務又は同規則第十二条の規定により土木事務所長の長に委任した事務に係る書類の副本にあつては、当該市町村の数に一を加えて得た数)とする。

る。

(書類の提出部数)

第十五条 前条第一項の書類の提出部数は、正本一部副本三部(千葉県事務委任規則(昭和三十一年千葉県規則第三十三号)第十二条の規定により土木事務所長の長に委任した事務に係る書類にあつては、正本一部副本二部)とする。

2 前条第二項の規定により提出する書類の正本の提出部数は一部、副本の提出部数は宅地造成に係る土地の所在地を管轄する市及び土木事務所の数に一を加えて得た数(千葉県事務委任規則第十二条の規定により土木事務所長の長に委任した事務に係る書類の副本にあつては、当該市の数に一を加えて得た数)とする。